

## 省エネ適合性判定等手数料一覧

### ●省エネ適判

単位（円）

建築物エネルギー消費性能適合判定手数料 (面積は当該床面積の合計)	
<b>非住宅の用途が「工場等のみ」の場合</b>	
300㎡以上1,000㎡未満のもの	16,700
1,000㎡以上2,000㎡未満のもの	27,100
2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	80,400
5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	128,000
10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	161,000
25,000㎡以上のもの	201,000
<b>「工場等のみ」以外の非住宅の場合</b>	
<b>モデル建物法</b>	
300㎡以上1,000㎡未満のもの	110,700
1,000㎡以上2,000㎡未満のもの	145,700
2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	235,700
5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	309,000
10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	371,000
25,000㎡以上のもの	435,000
<b>標準入力法等</b>	
300㎡以上1,000㎡未満のもの	284,400
1,000㎡以上2,000㎡未満のもの	367,100
2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	523,700
5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	646,000
10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	763,000
25,000㎡以上のもの	871,000

### ●軽微変更該当証明

単位（円）

軽微変更該当証明手数料 (面積は当該床面積の合計)	
<b>非住宅の用途が「工場等のみ」の場合</b>	
300㎡以上1,000㎡未満のもの	11,800
1,000㎡以上2,000㎡未満のもの	19,100
2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	56,400
5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	90,000
10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	113,000
25,000㎡以上のもの	141,000
<b>「工場等のみ」以外の非住宅の場合</b>	
<b>モデル建物法</b>	
300㎡以上1,000㎡未満のもの	77,600
1,000㎡以上2,000㎡未満のもの	102,100
2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	165,100
5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	216,000
10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	260,000
25,000㎡以上のもの	305,000
<b>標準入力法等</b>	
300㎡以上1,000㎡未満のもの	199,200
1,000㎡以上2,000㎡未満のもの	257,100
2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	366,700
5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	453,000
10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	535,000
25,000㎡以上のもの	610,000

### ●省エネ適判（計画変更）

単位（円）

建築物エネルギー消費性能適合判定（計画変更）手数料 (面積は当該床面積の合計)	
<b>非住宅の用途が「工場等のみ」の場合</b>	
300㎡以上1,000㎡未満のもの	11,800
1,000㎡以上2,000㎡未満のもの	19,100
2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	56,400
5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	90,000
10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	113,000
25,000㎡以上のもの	141,000
<b>「工場等のみ」以外の非住宅の場合</b>	
<b>モデル建物法</b>	
300㎡以上1,000㎡未満のもの	77,600
1,000㎡以上2,000㎡未満のもの	102,100
2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	165,100
5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	216,000
10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	260,000
25,000㎡以上のもの	305,000
<b>標準入力法等</b>	
300㎡以上1,000㎡未満のもの	199,200
1,000㎡以上2,000㎡未満のもの	257,100
2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	366,700
5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	453,000
10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	535,000
25,000㎡以上のもの	610,000

備考（概要）

- 一 省令第一条第一項第一号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることの証明手数料の額は、それぞれこの表の三の部一の項(一)、同部二の項(二)、同部五の項(五)の(2)の口の(口)又は同部六の項(六)に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。
- 三 複数建築物に係る性能向上計画認定を受けた他の建築物について、性能向上計画認定と同じ計算方法で適合性判定を行う場合の適合性判定手数料の額は、「工場等のみ」の手数料と同額とする。
- 四 複数建築物に係る性能向上計画認定を受けた他の建築物について、性能向上計画の計画変更認定と同じ計算方法で適合性判定の計画変更を行う場合の適合性判定手数料の額は、「工場等のみ」の手数料と同額とする。
- 五 複合建築物（住宅部分と非住宅部分とを含む建築物をいう。）の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合に、非住宅部分として取り扱う。
- 六 内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の割合が二十分の一以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出した額とする。
- 七 非住宅部分の一部に工場等の用途を含む一の建築物の適合性判定手数料等の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とする。
- 八 増築又は改築を行う場合の適合性判定手数料等の額は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とする。

※詳細は手数料条例をご覧ください。